

■議案第59号 高幡広域市町村圏事務組合の共同処理する事務の変更及び高幡広域市町村圏事務組合規約の一部変更について

【要旨】

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、平成31年4月1日から高幡広域市町村圏事務組合の共同処理する事務のうち、「大野見青年の家の設置及び維持管理並びに運営に関する事務」を廃止し、新たに「地方自治法の規定に基づく債権及びその附帯債権に係る滞納整理に関する事務」を加え、高幡広域市町村圏事務組合規約の一部を変更することについて、地方自治法第290条の規定に基づき、関係市町の議会の議決を求めるものです。

【改正の内容】

第3条 次表を次のように変更します。

共同処理する事務	市 町
高幡広域ふるさと市町村圏計画の策定及び同計画に基づく事業の実施、進行管理、連絡調整並びに広域活動計画に基づく事業の実施に関する事務	須崎市、中土佐町、四万十町、梶原町、津野町
須崎斎場の設置及び維持管理並びに運営に関する事務	須崎市、津野町
介護保険法（平成9年法律第123号）第14条に規定する介護認定審査会の設置及び運営に関する事務	須崎市、中土佐町、四万十町、梶原町、津野町
地方税法（昭和25年法律第226号）の規定に基づく市町村税、国民健康保険税及び個人県民税並びにその附帯債権並びに地方自治法（昭和22年法律第67号）の規定に基づく債権及びその附帯債権（以下「滞納税等」という。）に係る滞納事案のうち、組織市町の長との協議により、組合が処理することとなった事案に係る滞納税等の滞納整理に関する事務	須崎市、中土佐町、四万十町、梶原町、津野町
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第15条に規定する介護給付費等の支給に関する審査会の設置及び運営に関する事務	須崎市、中土佐町、四万十町、梶原町、津野町

【根拠法令】

地方自治法（抜粋）

（組織、事務及び規約の変更） 第286条 一部事務組合は、これを組織する地方公共団体の数を増減し若しくは共同処理する事務を変更し、又は一部事務組合の規約を変更しようとするときは、関係地方公共団体の協議によりこれを定め、都道府県の加入するものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、次条第1項第1号、第4号又は第7号に掲げる事項のみに係る一部事務組合の規約を変更しようとするときは、この限りでない。 2 一部事務組合は、次条第1項第1号、第4号又は第7号に掲げる事項のみに係る一部事務組合の規約を変更しようとするときは、関係地方公共団体の協議によりこれを定め、前項本文の例により、直ちに総務大臣又は都道府県知事に届出をしなければならない。 （議会の議決を要する協議） 第290条 第284条第2項、第286条、第288条及び前条の協議については、関係地方公共団体の議会の議決を経なければならない。
--

【新旧対照表】

改正前		改正後	
第3条 次表		第3条 次表	
共同処理する事務	市 町	共同処理する事務	市 町
高幡広域ふるさと市町村圏計画の策定及び同計画に基づく事業の実施、進行管理、連絡調整並びに広域活動計画に基づく事業の実施に関する事務	須崎市、中土佐町、四万十町、梶原町、津野町	高幡広域ふるさと市町村圏計画の策定及び同計画に基づく事業の実施、進行管理、連絡調整並びに広域活動計画に基づく事業の実施に関する事務	須崎市、中土佐町、四万十町、梶原町、津野町
<u>大野見青年の家の設置及び維持管理並びに運営に関する事務</u>	<u>須崎市、中土佐町、四万十町、梶原町、津野町</u>		
須崎斎場の設置及び維持管理並びに運営に関する事務	須崎市、津野町	須崎斎場の設置及び維持管理並びに運営に関する事務	須崎市、津野町
介護保険法（平成9年法律第123号）第14条に規定する介護認定審査会の設置及び運営に関する事務	須崎市、中土佐町、四万十町、梶原町、津野町	介護保険法（平成9年法律第123号）第14条に規定する介護認定審査会の設置及び運営に関する事務	須崎市、中土佐町、四万十町、梶原町、津野町
地方税法（昭和25年法律第226号）の規定に基づく市町村税、国民健康保険税及び個人県民税並びに <u>その督促手数料、延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金及び滞納処分費（以下「市町村税等」という。）</u> に係る滞納事案のうち、組織市町の長との協議により、組合が処理することとなった事案に係る <u>市町村税等の徴収及び滞納処分並びにこれに関連する事務及び滞納処分の停止又は不納欠損処分をすることについての判定事務（以下「滞納整理に関する事務」という。）</u>	須崎市、中土佐町、四万十町、梶原町、津野町	地方税法（昭和25年法律第226号）の規定に基づく市町村税、国民健康保険税及び個人県民税並びに <u>その附帯債権並びに地方自治法（昭和22年法律第67号）の規定に基づく債権及びその附帯債権（以下「滞納税等」という。）</u> に係る滞納事案のうち、組織市町の長との協議により、組合が処理することとなった事案に係る <u>滞納税等の滞納整理に関する事務</u>	須崎市、中土佐町、四万十町、梶原町、津野町
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第15条に規定する介護給付費等の支給に関する審査会の設置及び運営に関する事務	須崎市、中土佐町、四万十町、梶原町、津野町	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第15条に規定する介護給付費等の支給に関する審査会の設置及び運営に関する事務	須崎市、中土佐町、四万十町、梶原町、津野町